



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 公安委員会規則

- \*9 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*10 和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 8

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等 （<u>第31条—第32条</u>） 第8章 略 付則</p> <p>（交通規制の適用除外車両） 第4条の3 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による全ての交通規制の対象から除外する車両は、警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に定める警衛のために編成された車列を構成する自動車又は警護要則（<u>令和4年国家公安委員会規則第15号</u>）に定める警護のために編成された車列を構成する自動車<del>で</del>、当該用務のために使用中のものとする。</p> <p>（駐車禁止等の規制の適用除外車両） 第5条 略 2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第3号。以下「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの ア～ウ 略 エ 放置車両の確認及び施行規則第7条の5に規定する標章の取付けのために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの オ～セ 略 (8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車（歩行</p>	<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>自転車運転者講習</u>（<u>第31条・第32条</u>） 第8章 略 付則</p> <p>（交通規制の適用除外車両） 第4条の3 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による全ての交通規制の対象から除外する車両は、警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に定める警衛のために編成された警衛列自動車又は警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）に定める警護のために編成された警護列自動車<del>で</del>、当該用務のために使用中のものとする。</p> <p>（駐車禁止等の規制の適用除外車両） 第5条 略 2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第3号。以下「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの ア～ウ 略 エ 放置車両の確認及び施行規則第7条の7に規定する標章の取付けのために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの オ～セ 略 (8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車（歩行</p>

困難者使用中) 標章 (別記様式第 3 号の 2。以下「歩行困難者用標章」という。)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの。ただし、オにあっては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。

ア～エ 略

オ 児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成 26 年厚生労働省告示第 475 号)第 14 表に定める色素性乾皮症である者

3～6 略

(高齢運転者等標章の申請等)

第 8 条の 2 法第 45 条の 2 第 1 項の届出、同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による申請、同条第 4 項の規定による返納又は施行規則第 6 条の 3 の 5 の規定による届出(以下この条において「届出等」という。)は、届出等をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第 11 条 法第 60 条の規定により、自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、他の車両をけん引してはならない。ただし、けん引するための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有する他の車両 1 台をけん引するときは、この限りでない。

(道路使用の許可)

第 16 条 法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの(第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

(1)～(8) 略

(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

(運転免許の申請)

第 19 条 運転免許(以下「免許」という。)(この項において小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。))及び原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。))を除く。)の申請をしようとする者は、施行規則第 17 条及び第 18 条に規定する書類(法第 89 条第 2 項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、施行規則第 17 条及び第 18 条に規定する書類並びに必要な事項を記載した当該質問票)を和歌山県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に提出しなければならない。

2 小型特殊自動車又は原付免許の申請をしようとする者は、前項の書類を、運転免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、有田湯浅警察署長若しくは御坊警察署長に提出しなければならない。

困難者使用中) 標章 (別記様式第 3 号の 2。以下「歩行困難者用標章」という。)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの。ただし、オにあっては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。

ア～エ 略

オ 児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成 17 年厚生労働省告示第 23 号)第 8 表に定める色素性乾皮症である者

3～6 略

(高齢運転者等標章の申請等)

第 8 条の 2 法第 45 条の 2 第 1 項の届出、同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による申請、同条第 4 項の規定による返納又は施行規則第 6 条の 3 の 3 の規定による届出(以下この条において「届出等」という。)は、届出等をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第 11 条 法第 60 条の規定により、自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、他の車両をけん引してはならない。ただし、けん引するための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置(堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。)を有するリヤカー 1 台をけん引するときは、この限りでない。

(道路使用の許可)

第 16 条 法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの(第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

(1)～(8) 略

(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

(運転免許の申請)

第 19 条 運転免許(以下「免許」という。)(この項において小型特殊自動車運転免許及び原動機付自転車運転免許を除く。)の申請をしようとする者は、施行規則第 17 条及び第 18 条に規定する書類(法第 89 条第 2 項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、施行規則第 17 条及び第 18 条に規定する書類並びに必要な事項を記載した当該質問票)を和歌山県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に提出しなければならない。

2 小型特殊自動車及び原動機付自転車の免許の申請をしようとする者は、前項の書類を、運転免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、有田湯浅警察署長若しくは御坊警察署長に提出しなければならない。

## 3 略

(学科試験及び学科再試験の時間)

第21条の2 施行規則第25条に規定する学科試験の時間は、50分とする。ただし、仮運転免許、小型特殊免許又は原付免許に係るものについては、30分とする。

2 施行規則第28条の2の規定により読み替えられた施行規則第25条に規定する学科再試験の時間は、50分とする。ただし、原付免許に係るものについては、30分とする。

(運転免許証の交付)

第22条の2 略

## 2 略

3 免許証等の交付場所は、次に定めるところによる。

(1) 免許証(小型特殊免許又は原付免許に係る免許証及び仮運転免許証を除く。)

和歌山県警察本部交通部運転免許課(田辺免許センター及び新宮免許センターを含む。以下「運転免許課」という。)とする。

(2) 小型特殊免許又は原付免許に係る免許証

第19条第2項の規定により運転免許課長に書類を提出し運転免許試験に合格した者については運転免許課とし、警察署長に書類を提出し運転免許試験に合格した者については当該警察署とする。

(3)・(4) 略

## 第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等

(特定小型原動機付自転車運転者講習の申出等)

第31条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書(別記様式第23号)を交付するものとする。

(自転車運転者講習の申出等)

第31条の2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第24号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第25号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第26号)を交付するものとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の場所)

第32条 特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習は、次の場所で行うものとする。

(1)~(4) 略

(使用者等に対する通知)

第33条 法第108条の34の規定による使用者又は監督行政庁への通知は、道路交通法違反通知書

## 3 略

(学科試験及び学科再試験の時間)

第21条の2 施行規則第25条に規定する学科試験の時間は、50分とする。ただし、仮運転免許、小型特殊自動車運転免許又は原動機付自転車運転免許に係るものについては、30分とする。

2 施行規則第28条の2の規定により読み替えられた施行規則第25条に規定する学科再試験の時間は、50分とする。ただし、原動機付自転車運転免許に係るものについては、30分とする。

(運転免許証の交付)

第22条の2 略

## 2 略

3 免許証等の交付場所は、次に定めるところによる。

(1) 免許証(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る免許証及び仮運転免許証を除く。)

和歌山県警察本部交通部運転免許課(田辺免許センター及び新宮免許センターを含む。以下「運転免許課」という。)とする。

(2) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る免許証

第19条第2項の規定により運転免許課長に書類を提出し運転免許試験に合格した者については運転免許課とし、警察署長に書類を提出し運転免許試験に合格した者については当該警察署とする。

(3)・(4) 略

## 第7章 自転車運転者講習

(自転車運転者講習の申出等)

第31条 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第23号)を交付するものとする。

(自転車運転者講習の申出等)

第31条の2 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21号)及び自転車運転者講習受講申出書(別記様式第22号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書(別記様式第23号)を交付するものとする。

(自転車運転者講習の場所)

第32条 自転車運転者講習は、次の場所で行うものとする。

(1)~(4) 略

(使用者等に対する通知)

第33条 法第108条の34の規定による使用者又は監督行政庁への通知は、道路交通法違反通知書

(別記様式第27号)によりそれぞれ行うものとする。

(別記様式第24号)によりそれぞれ行うものとする。

別記様式第24号を別記様式第27号とする。

別記様式第23号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第26号とする。

別記様式第22号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第25号とする。

別記様式第21号中「第31条関係」を「第31条の2関係」に改め、同様式を別記様式第24号とする。

別記様式第20号の次に次の3様式を加える。

別記様式第21号 (第31条関係)

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

和歌山県公安委員会 殿

住所

連絡先 (      -      -      )

氏名

私は、      年      月      日から      年      月      日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年      月      日      時      分 から 午後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号 (第31条関係)

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

和歌山県公安委員会 殿

(申出者)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

私は、道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を申し出ます。

証 紙 貼 付 欄			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号 (第31条関係)

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号  
に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県公安委員会



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第7章の改正規定については、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県暴力団排除条例施行規則(平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(中止命令の方法)  <u>第3条 条例第12条の2の規定による命令は、中止命令書(別記様式第1号)により行うものとする。</u></p> <p>(調査)  <u>第4条 条例第21条第1項の規定による説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)の求めは、説明・資料提出要求書(別記様式第2号)により行うものとする。</u>                  2 略                  3 説明等を求められた者(以下「説明者」という。)は、公安委員会が口頭による説明を指定した場合を除き、説明・資料提出要求書(別記様式第3号)を公安委員会に提出するものとする。                  4～6 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(口頭による説明の日時等の変更)  <u>第6条 説明者(第4条第2項の規定により口頭による説明の方法を指定された者に限る。第3項において同じ。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、日時等変更申出書(別記様式第4号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。</u>                  2 略                  3 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更するとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合であって口頭による説明の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を日時等(変更)通知書(別記様式第5号)により、説明者に通知しなければならない。</p> <p>(代理人)                  第7条 略</p>	<p>(調査)                  第3条 条例第21条の規定による説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)の求めは、説明・資料提出要求書(別記様式第1号)により行うものとする。                  2 略                  3 説明等を求められた者(以下「説明者」という。)は、公安委員会が口頭による説明を指定した場合を除き、説明・資料提出要求書(別記様式第2号)を公安委員会に提出するものとする。                  4～6 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(口頭による説明の日時等の変更)                  第5条 説明者(第3条第2項の規定により口頭による説明の方法を指定された者に限る。第3項において同じ)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、説明日時等変更申出書(別記様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。                  2 略                  3 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更するとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合であって口頭による説明の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を説明日時等(変更)通知書(別記様式第4号)により、説明者に通知しなければならない。</p> <p>(代理人)                  第6条 略</p>



- 2 略
- 3 説明者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書(別記様式第6号)を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 説明者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等届出書(別記様式第7号)により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

## (立入検査)

第8条 条例第21条第2項の規定による立入検査は、暴力団に係る犯罪の捜査又は組織犯罪の取締りに関する事務に従事する警察職員その他公安委員会が適当と認める警察職員に行わせるものとする。

- 2 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

## (勧告等の方法)

第9条 条例第22条第1項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第9号)により行うものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による契約解除の要求は、契約解除要求書(別記様式第10号)により行うものとする。

## (勧告に対する回答)

第10条 勧告を受けた者は、勧告に対する回答書(別記様式第11号)を公安委員会に提出し、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1)・(2) 略

- 2 略

## (勧告に係る指導)

第11条 勧告を受けてこれに従う旨を回答した者は、措置報告書(別記様式第12号)により当該勧告に係る措置の状況を公安委員会に報告しなければならない。

- 2・3 略

第12条 略

## (意見を述べる機会の付与)

第13条 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴取通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

- 2 前項の場合において、公安委員会は、意見を述べる方法について、申述書(別記様式第14号)の提出又は口頭による意見の陳述のいずれかの方法を指定するものとする。

- 3～5 略

第14条 略

## (口頭による意見の陳述の日時等の変更)

第15条 公表対象者(第13条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定された者に限る。第3項において同じ。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、日時等変更申出書(別記様式第4号)により、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。

- 2 略

- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更するとき

- 2 略
- 3 説明者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書(別記様式第5号)を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 説明者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等届出書(別記様式第6号)により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

## (勧告等の方法)

第7条 条例第22条第1項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第7号)により行うものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による契約解除の要求は、契約解除要求書(別記様式第8号)により行うものとする。

## (勧告に対する回答)

第8条 勧告を受けた者は、遅滞なく、勧告に対する回答書(別記様式第9号)を公安委員会に提出し、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1)・(2) 略

- 2 略

## (勧告に係る指導)

第9条 勧告を受けてこれに従う旨を回答した者は、措置報告書(別記様式第10号)により当該勧告に係る措置の状況を公安委員会に報告しなければならない。

- 2・3 略

第10条 略

## (意見を述べる機会の付与)

第11条 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴取通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

- 2 前項の場合において、公安委員会は、意見を述べる方法について、申述書(別記様式第12号)の提出又は口頭による意見の陳述のいずれかの方法を指定するものとする。

- 3～5 略

第12条 略

## (口頭による意見の陳述の日時等の変更)

第13条 公表対象者(第11条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定された者に限る。第3項において同じ。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書(別記様式第13号)により、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。

- 2 略

- 3 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更するとき

、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を日時等(変更)通知書(別記様式第5号)により、公表対象者に通知しなければならない。

(説明等に関する代理人の規定の準用)  
 第16条 第7条の規定は、条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、第7条中「説明者」とあるのは「公表対象者」と、「説明等」とあるのは、「口頭による意見の陳述」と読み替えるものとする。

第17条・第18条 略

別表(第2条関係)

施設の名称	所在地
略	
和歌山市立青少年国際交流センター	略
略	
和歌山市立子ども支援センター	和歌山市北桶屋町7番地

、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の陳述の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を口頭意見陳述日時等(変更)通知書(別記様式第14号)により、公表対象者に通知しなければならない。

(説明等に関する代理人の規定の準用)  
 第14条 第6条の規定は、条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において、第6条中「説明者」とあるのは「公表対象者」と、「説明等」とあるのは、「口頭による意見の陳述」と読み替えるものとする。

第15条・第16条 略

別表(第2条関係)

施設の名称	所在地
略	
和歌山市立少年自然の家	略
略	
和歌山市立子ども支援センター	和歌山市福町40番地

別記様式第13号及び別記様式第14号を削る。

別記様式第12号中「第11条関係」を「第13条関係」に、

「氏名」を

「氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「第11条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第11号中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第10号中「第9条関係」を「第11条関係」に、

「氏名」を

「氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「基づき」を「より」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第9号中「第8条関係」を「第10条関係」に、

「氏名」を

「氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、に、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

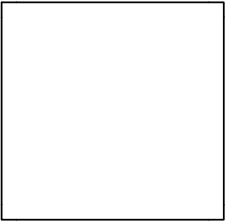
「第 8 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同様式を別記様式第 11 号とする。

別記様式第 8 号中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記様式第 10 号とする。

別記様式第 7 号中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に、「第 23 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、同項」に、「措置をとること」を「こと」に、「別記様式第 9 号」を「別記様式第 11 号」に、「別記様式第 10 号」を「別記様式第 12 号」に改め、同様式を別記様式第 9 号とし、同様式の前に別記様式第 8 号として次の 1 様式を加える。

別記様式第8号 (第8条関係)

(表)

第 号	
証 明 書	
和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第21条 第2項の規定による立入検査をする警察職員であることを証明する。	
	官 職 氏 名
年 月 日	
和歌山県公安委員会 印	

(裏)

和歌山県暴力団排除条例 (抜粋) (調査及び立入り)
第21条 略
2 公安委員会は、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、その違反の事実を明らかにする目的を達成することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その必要の限度において、警察職員に事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入り、物件を検査させ、又は調査対象者に質問させることができる。
3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 略

注 縦54センチメートル 横85センチメートルとする。

別記様式第6号中「第6条、第14条関係」を「第7条、第16条関係」に、「第6条第4項」を「第7条第4項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第5号中「第6条、第14条関係」を「第7条、第16条関係」に、「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第4号を次のように改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第5号 (第6条、第15条関係)

日時等(変更)通知書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 [印]

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)

- 第6条第3項 (口頭による説明)
□ 第15条第3項 (口頭による意見陳述)
の規定により、次のとおり通知します。

Table with 2 columns: 説明・資料提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付, 和 公 委 第 年 月 号 日

□ 変更決定

Table for change details with columns: 変更事項, 日時, 場所, 変更前, 変更後

□ 不変更決定

Table for reasons of no change with column: 日時及び場所以を理由

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号を次のように改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第4号 (第6条、第15条関係)

日時等変更申出書

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

和歌山県暴力団排除条例施行規則 (平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)

第6条第1項 (口頭による説明)  
 第15条第1項 (口頭による意見陳述)

の規定により、次のとおり日時又は場所の変更を

申し出ます。

説明・資料提出要求書又は意見 聴取通知書の番号及び日付		和 公 委 第 号 年 月 日	
変 更 申 出 事 項		<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更	
申出内容	変 更 前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変 更 希 望	日 時	① 年 月 日 時 分から ② 年 月 日 時 分から ③ 年 月 日 時 分から
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注

- 1 変更申出事項欄については、該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 変更希望日時の欄の①から③までには、希望する日時の順に記入すること。
- 3 申出の理由を証明する資料 (医師の診断書等) があれば、添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。



別記様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、「第21条」を「第21条第1項」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記様式第1号 (第3条関係)

(表)

# 中止命令書

和 公 委 第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会 印

命令を受ける者	本 ( 国 ) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	命令に係る 暴力団事務所 の所在地	

上記の者に対し、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第12条の2の規定により、下記のとおり命令します。

命令の内容	
命令をする理由	

教示は、裏面のとおりです。

注

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県公安委員会に対し審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。